

# 「行政の要請に基づく講習会」と称する チラシについてのお知らせ

会員各位

カイロプラクティックの名称を掲げる団体主催の「行政の要請に基づく講習会」と称するチラシが様々なオフィスへ配布されているとの連絡が当会事務局へ届きましたので表記の件について当会の見解を以下に述べます。

- 1) 「行政の要請に基づく講習会」は民間団体が独自に主催する講習会であり、厚生労働省や消費者庁が主催（後援・協賛・協力等）の講習会ではありません。
- 2) 主催団体の「厚生労働大臣認可」という表記は中小企業等協同組合法に基づく協同組合の設立認可を受けたものであり、協同組合が行うカイロプラクティック業に対して厚生労働省が何らかの保証や認可を与えるものではありません。
- 3) 主催団体は WHO（世界保健機関）指針の教育基準を満たさない会員を多数擁しているため、正式なカイロプラクティック団体として国際的に認知されておりません。
- 4) 講演会の内容に技術審査等が明記されていますが、あくまでも主催団体独自の基準であり、WHO 指針を準拠する世界カイロプラクティック連合（WFC）や当会の基準とは一切関係ありません。
- 5) 記載されている厚生労働省医政局医事課担当者による「危害の現状と禁忌対象疾患」講演は一般的な手技行為の現状や関係法令についての説明であり、カイロプラクティックに限定した内容ではないことを厚生労働省から確認しております。
- 6) 主催団体は WHO 指針に基づく国内で容認されるカイロプラクティックの最低教育基準を明確に打ち出しておらず、講習会の対象者が不明です。

当会としては、このような誤解を招く表記が含まれる講習会のチラシを不特定多数に配布することは玉石混交のカイロプラクティック業界をさらに混乱させる可能性があるとして危惧しており、その旨を厚生労働省に伝えております。

平成 29 年 9 月 30 日

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会  
役員一同